

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	1 隻	5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端 とを結んだ直線及びその延長線以东の伊予灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。)に漁業 根拠地を有する者
			5トン未満	燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町(亀岡地区 に限る。)に漁業根 拠地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以东の燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市吉海町 津倉、同市宮窪町、 同市伯方町、同市 大三島町又は同市 上浦町に漁業根拠 地を有する者
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端 とを結んだ直線及びその延長線以东の伊予灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町(亀岡地 区を除く。)に漁業 根拠地を有する者
			5トン未満	燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	今治市今治、同市 大浜、同市来島、同 市波方町波方、同 市大西町又は同市 菊間町(亀岡地区 に限る。)に漁業根 拠地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以东の燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町、今治市 桜井、同市吉海町 渦浦、同市吉海町 津倉、同市宮窪町、 同市伯方町、同市 大三島町又は同市 上浦町に漁業根拠 地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以东の燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12. 1～ 翌 3. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
						有する者
	手繰第3種 漁業 (戦車漕網 漁業)		5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記3表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。